

身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱

第一章 総則

(趣旨)

第1条 県は、市街地におけるみどりを増やし、潤いと安らぎのある埼玉県の実現を図るため、市街化区域内（都市計画法第12条の5第1項第二号の規定により地区計画が定められている区域を含む。）又は住居系若しくは商業系の用途地域内の民間施設で公開性のある緑化事業（以下「民間施設の緑化」という。）を実施する民間施設所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 市街化区域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する区域をいう。
- 二 住居系又は商業系の用途地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域をいう。
- 三 民間施設の「施設」とは、建物、建物以外の工作物及び土地をいう。
- 四 公開性のあるとは、緑化した部分について県民が自由に鑑賞できることをいう。
- 五 緑化事業とは、屋上・屋内緑化、壁面緑化、空地緑化に関する事業をいう。各緑化手法の定義及び要件は、別表1に定めるところとする。
- 六 民間施設所有者等とは、事業を実施する民間施設について所有権や賃借権などの使用の権利を有する者をいう。
- 七 緑化計画届出制度等の対象区域とは、次の各号に定める区域とする。
 - イ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）第26条及び第26条の2に該当する区域
 - ロ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に該当する区域
 - ハ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項の規定により定められた緑化地域及び同法第39条第2項の地区計画等緑化率条例により緑化率の最低限度が定められた区域
- ニ 前号に定めるもののほか、市町村が定める緑化率に関する条例により緑化率の最低限度が定められた区域

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の申請をすることができる者は、原則として、埼玉県内において民間施設の緑化を実施する民間施設所有者等で、その後の適正な維持管理ができるものとする。

- 2 前項の規定による民間施設所有者等で、過去に「彩の国みどりの基金」を活用した補助金で屋上緑化、壁面緑化等を実施したことがあるものについては、同一の緑化に対する補助の申請をすることができないものとする。
- 3 第1項の規定による民間施設所有者等で、当該年度にこの補助金を別表2の補助

限度額まで受けた者については、補助の申請をすることができないものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - 二 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - 三 暴力団関係者（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）
 - 四 法人にあっては、代表者又は役員のうち前2号に規定する暴力団員又は暴力団関係者に該当する者があるもの

（補助対象事業）

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業は、第1条に定める補助金の趣旨に合致するもので、知事が別に定める緑化テーマに2つ以上該当するものに限る。
- 2 前項の事業は、別表1の定義及び要件を満たす緑化で、かつ同一の敷地内における緑化する面積の合計が100平方メートルを超えるものとする。ただし、第2条第7号に掲げるイからニに定める緑化計画届出制度等の対象区域にあって、法令等に定める緑化基準の範囲内で行う緑化の面積は含めない。
 - 3 前2項の事業は、交付の日の属する年度内に完了する事業に限る。

（補助対象経費）

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。
- 一 緑化事業に要する緑化資材費、施工費及び諸経費（ただし、150千円/㎡までの額とする。）
 - 二 「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨が分かる案内板の設置に要する経費

（補助率及び補助限度額）

- 第6条 補助率及び補助限度額は、別表2に定めるとおりとする。
- 2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（補助対象外事業及び経費）

- 第7条 次の各号に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。
- 一 既に緑化工事に着手している事業
 - 二 国又は地方公共団体の他の補助制度等の適用を受ける事業
 - 三 その他民間施設の緑化の趣旨に反すると認められる事業
- 2 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。
 - 一 第2条第7号に掲げるイからニに定める緑化計画届出制度等の対象区域にあって、法令等に定める緑化基準の範囲内で行う緑化に要する経費
 - 二 家具類、電化製品等の備品を調達する経費
 - 三 事業地の造成に要する経費が、緑化事業の補助対象事業費の20%を超える場合、その超える部分の経費
 - 四 事業に係る一般事務費、土地購入費、設計費、設計監理料及び申請料等の経費
 - 五 その他事業の直接的費用と認めがたい経費

第二章 補助金の交付の申請及び決定

(交付手続等)

第8条 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(事前審査)

第9条 知事は、補助金の交付の申請をしようとする者に対し、別に定める身近なみどり民間施設緑化事業補助金取扱要領に基づき、事前に審査を行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第10条 前条の事前審査により事業が採択された者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）及び、事業計画書（様式第2号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前条の事前審査により申請の条件が付された場合には、その内容を尊重しなければならない。
- 3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 事業実施予定施設の位置図及び敷地内における緑化を行う場所の位置図
 - 二 緑化面積を説明する書類（平面図、緑化面積計算表等）
 - 三 緑化のコンセプトを説明する書類（完成予想図等）
 - 四 緑化計画届出書等の写し（緑化計画届出制度等の対象区域にある場合に限る）
 - 五 緑化工事に係る見積書等の写し
 - 六 緑化工事に係る土地・建物の登記事項全部証明書及び当該土地に係る公図の写し
 - 七 緑化工事に係る土地・建物の賃貸契約書の写し及び承諾書（自己所有の場合は不要）
 - 八 過去3年度分の県税の納税証明書
 - 九 事業実施に当たり必要な許認可等書類の写し
 - 十 その他知事が必要と認めるもの

(交付決定の通知)

第11条 知事は、補助金の交付を決定したときは、次に掲げる事項を記載した交付決定通知書（様式第3号）を速やかに申請者に通知するものとする。

- 一 補助金の交付決定の内容
- 二 補助金の交付の条件
- 2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第4号）を速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第12条 前条第1項の規定による決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に定める変更が生じる場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）承認等申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付申請額の増額は認めない。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を

除く。)

二 補助事業の中止又は廃止

- 2 前項第一号に係る申請書には、事業変更計画書（様式第6号）を添付しなければならない。

（変更等の承認）

第13条 知事は、前条の承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定し、事業変更（中止・廃止）承認等通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附するものとする。

第三章 補助事業の遂行等

（状況報告）

第14条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助対象事業の実施状況について、知事に報告しなければならない。

（指示書の通知）

第15条 知事は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、指示書（様式第8号）により、補助事業者へ改善を指示するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに改善し、その結果を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業に要した費用に係る支出が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 補助事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し
 - 二 補助事業に要した費用に係る支出についての証拠書類の写し
 - 三 緑化工事に係る完成図（設計値と実測値の比較ができる図面）
 - 四 補助事業の実施状況を示す写真（着工前、施工中及び施工後の写真）
 - 五 工事竣工届、業務完了届又は納品書の写し
 - 六 その他知事が必要と認めるもの
- 3 第1項による実績報告書の提出期限は、緑化工事が完了した日又は補助事業に要した費用に係る支出が完了した日のいずれか遅い日から30日以内、又は3月末日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第17条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る緑化事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうか調査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 18 条 前条の規定により補助金交付の確定通知を受けた補助事業者は、交付請求書(様式第 11 号)により知事に補助金の請求をするものとする。

2 知事は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第四章 補助金の返還等

(決定の取消し等)

第 19 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、取消通知書(様式第 12 号)を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書(様式第 13 号)により、その返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、補助金返還命令書に規定された期限内に補助金の返還を行わなければならない。

第五章 雑則

(財産の処分の制限)

第 21 条 規則第 19 条第 2 号に規定するその他知事が定めるもの(処分制限財産)は、補助事業により取得した植栽、給排水設備等及び備品とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間(財産処分制限期間)は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間とする。

3 補助事業者は、規則第 19 条に定める知事の承認を受ける場合、財産処分承認申請書(様式第 14 号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による処分承認申請書の提出を受けた場合においては、処分内容及び処分理由を審査して承認の可否を決定し、財産処分承認等通知書(様式第 15 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(維持管理)

第 22 条 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から最低 5 年間は当初の機能を維持存続しなければならない。ただし、天災地変等によりやむを得ないと知事が認める場合については、この限りでない。

2 補助事業者は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書(様式第 16 号)を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項に定めるほか、知事の要求があった場合は、知事が別に定める期日までに維持管理状況報告書(様式第 16 号)を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(情報公開等)

第24条 補助事業者は、補助事業により実施した成果をホームページ又は広報物等によって、広く県民に公開するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、知事が実施するみどりの創出に関する広報活動に必要な資料又は情報の提供に、協力をしなければならない。

3 補助事業者は、当該事業が「彩の国みどりの基金」を活用した事業である旨がわかる案内板を設置しなければならない。なお、案内板の大きさはB4サイズ(257mm×364mm)以上とする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

緑化手法	定義	要件（次の全てを満たすこと）		
		公開性	植物選定	その他
屋上・屋内緑化	樹木、地被植物、草花等による建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物及び同条第二号に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）上の緑化で、樹木等の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を一般に開放するか不特定多数の者の求めに応じ立入ることができるようにすること。 ・不特定多数の者が視認できる箇所に緑化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として樹木による緑化とし、地被植物や草花等を組み合わせる場合には多年草を用いること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プランターを使用する場合は、原則として水平投影の長さ1m当たり1000以上の容量となるようにし、設置場所に固定すること。
壁面緑化	植物による建築物等の壁面の緑化で、植物の長期間継続した育成に必要な植栽基盤又はツル植物等を壁面に沿って育成させるための資材があるものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が視認できる壁面に緑化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多年草を用いること。（継続して定期的な入れ替えを行う場合を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・プランターを使用する場合は、原則として水平投影の長さ1m当たり1000以上の容量となるようにし、設置場所に固定すること。
空地緑化	樹木、地被植物、草花等による敷地内地上部分の緑化で、樹木等の長期間育成に必要な植栽基盤があるものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を一般に開放するか不特定多数の者の求めに応じ立入ることができるようにすること。 ・不特定多数の者が視認できる箇所に緑化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として樹木による緑化とし、地被植物や草花等を組み合わせる場合には多年草を用いること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車スペースにおける緑化を含む場合は、芝その他の地被植物及び踏圧緩和用補助資材を組み合わせる行うこと。

別表2

補助対象事業	補助率	補助限度額
--------	-----	-------

民間施設で行う公開性のある緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上・屋内緑化 ・壁面緑化 ・空地緑化 	2/3	15,000 千円
-------------------	--	-----	-----------

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
申請者名
代表者名

身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付申請書

下記のとおり、身近なみどり民間施設緑化事業補助金の交付を受けたいので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書 様式第2号のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施予定施設の位置図及び敷地内における緑化を行う場所の位置図
 - (2) 緑化面積を説明する書類（平面図、緑化面積計算表等）
 - (3) 緑化のコンセプトを説明する書類（完成予想図等）
 - (4) 緑化計画届出書等の写し（緑化計画届出制度等の対象区域にある場合に限る）
 - (5) 緑化工事に係る見積書等の写し
 - (6) 緑化工事に係る土地・建物の登記事項全部証明書及び当該土地に係る公図の写し
 - (7) 緑化工事に係る土地・建物の賃貸契約書の写し及び承諾書（自己所有の場合は不要）
 - (8) 過去3年度分の県税の納税証明書

- (9) 事業実施に当たり必要な許認可等書類の写し
- (10) その他知事が必要と認めるもの

様式第2号（第10条関係）

事業計画書

【基本項目】

申請者名及び代表者職・氏名	
申請者の所在地	〒
補助事業を実施する施設の名称	
補助事業を実施する施設の用途	
補助事業を実施する施設の所在地	〒
用途地域・法定建蔽率	(用途地域) (法定建蔽率) %
事業実施担当者所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
事業実施担当者連絡先	(電話番号) (FAX番号) (電子メール)

【補助事業の内容】

補助事業の目的	
補助事業の内容	(緑化手法) (面積)
緑化テーマ (該当するもの2つ以上に○)	1 人々が滞留する快適な緑の空間 2 人々の活動を誘発する緑の空間 3 人々の目に留まる緑の空間 4 その他、県民が緑の効果を楽しむことができる緑の空間
事業費総額	金 円
補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	金 円
単位面積 (㎡) 当たり金額	金 円/㎡
施工予定業者名	
補助事業の実施予定期間	(工事着工) 年 月 日 (工事竣工) 年 月 日 (支払完了) 年 月 日

【維持管理の内容】

維持管理予定者名	
維持管理の実施時期・頻度等 (項目別に記入)	<p>(灌水)</p> <p>夏季： 回/週</p> <p>夏季以外： 回/週</p> <p>(剪定・刈込)</p> <p>回/年 (月頃) (施肥)</p> <p>回/年 (月頃)</p> <p>(除草)</p> <p>回/年 (月頃)</p> <p>(その他)</p>

番 号
年 月 日

申 請 者 様

埼 玉 県 知 事 印

身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった身近なみどり民間施設緑化事業補助金については、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 交 付 決 定 額 金 円

2 補助事業の内容

年 月 日付けで申請のあった身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付申請書のとおり

3 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 知事の承認なく補助事業により取得した財産を処分してはならない。
- (5) 補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度定める期日までに維持管理状況報告書を知事に提出するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及び身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第4号（第11条関係）

番 号
年 月 日

申 請 者 様

埼 玉 県 知 事 印

身近なみどり民間施設緑化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった身近なみどり民間施設緑化事業補助金については、下記の理由により補助しないことを決定しましたので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 理 由

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地
補助事業者名
代表者名

身近なみどり民間施設緑化事業変更（中止・廃止）承認等申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）をしたいので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類

様式第6号（第12条関係）

事業変更計画書

【基本項目】

申請者名及び代表者職・氏名	
申請者の所在地	〒
補助事業を実施する施設の名称	
補助事業を実施する施設の用途	
補助事業を実施する施設の所在地	〒
用途地域・法定建蔽率	(用途地域) (法定建蔽率) %
事業実施担当者所属・職・氏名	(所属) (職) (氏名)
事業実施担当者連絡先	(電話番号) (FAX番号) (電子メール)

【補助事業の内容】

補助事業の目的	
補助事業の内容	(緑化手法) (面積)
緑化テーマ (該当するもの2つ以上に○)	1 人々が滞留する快適な緑の空間 2 人々の活動を誘発する緑の空間 3 人々の目に留まる緑の空間 4 その他、県民が緑の効果を楽しむことができる緑の空間
事業費総額	金 円
補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)	金 円
単位面積(m ²)当たり金額	金 円/m ²
施工予定業者名	
補助事業の実施予定期間	(工事着工) 年 月 日 (工事竣工) 年 月 日 (支払完了) 年 月 日

【維持管理の内容】

維持管理予定者名	
維持管理の実施時期・頻度等 (項目別に記入)	(灌水) 夏季： 回/週 夏季以外： 回/週 (剪定・刈込) 回/年 (月頃) (施肥) 回/年 (月頃) (除草) 回/週 (その他)

※変更箇所を赤字として下さい。

番 号
年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事 印

身近なみどり民間施設緑化事業変更（中止・廃止）承認等通知書

年 月 日付けで申請のあった身近なみどり民間施設緑化事業変更（中止・廃止）については、下記のとおり承認しました（しません）ので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

- 1 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません
- 2 交付決定変更の内容
- 3 変更承認の条件

様式第8号（第15条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者様

埼玉県知事印

身近なみどり民間施設緑化事業の遂行に係る指示書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定をした事業の遂行について、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり改善を指示します。

記

1 施設の名称

2 改善を要する事項

3 改善期日 年 月 日

様式第 10 号（第 17 条関係）

番 号
年 月 日

補 助 事 業 者 様

埼 玉 県 知 事 印

身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告された身近なみどり民間施設緑化事業実績報告書は適正と認められるため、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり交付すべき補助金の額を通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

(宛先)

埼 玉 県 知 事

所 在 地
補助事業者名
代 表 者 名

身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号にて身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付額確定通知を受けましたので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

金融機関名	銀 行 信用金庫	本店 支店
口座番号	(普通・当座)	
名義(かた)		

※ 補助事業者名義の口座に限る。

様式第 12 号 (第 19 条関係)

番 号
年 月 日

補 助 事 業 者 様

埼 玉 県 知 事 印

身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定をした身近なみどり民間施設緑化事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）第 16 条第 1 項の規定により交付決定を取り消すことを決定したので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第 19 条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 取消理由

年 月 日

（宛先）

埼 玉 県 知 事

所 在 地
補助事業者名
代表者名

身近なみどり民間施設緑化事業補助金に係る財産処分承認申請書

身近なみどり民間施設緑化事業補助金により取得した下記の財産を処分したいので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第 21 条第 3 項の規定により申請します。

記

- 1 交付決定日及び文書番号
- 2 施 設 の 名 称
- 3 処分しようとする財産
- 4 処 分 の 内 容
- 5 処 分 の 理 由
- 6 処分予定年月日

年 月 日

様式第 15 号（第 21 条関係）

番 号
年 月 日

補 助 事 業 者 様

埼 玉 県 知 事 印

身近なみどり民間施設緑化事業補助金に係る財産処分承認等通知書

年 月 日付けで申請のあった身近なみどり民間施設緑化事業補助金に係る財産処分については、承認しました（しません）ので、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第 21 条第 4 項の規定により通知します。

記

1 承認・不承認の別 承認します ・ 承認しません

年 月 日

（宛先）

埼 玉 県 知 事

所 在 地
補 助 事 業 者 名
代 表 者 名

身近なみどり民間施設緑化事業維持管理状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業
の維持管理状況を、身近なみどり民間施設緑化事業補助金交付要綱第 22 条第 2 項の
規定により下記のとおり報告します。

記

施設名称	
維持管理者名	
維持管理状況 （頻度、時期及 び内容） ※維持管理状況の 写真を添付するこ と	
緑化の効果及び 活用状況	